

旧警戒区域（浪江町）から避難した申立人ら所有の農機具について、その償却期間を東京電力が主張する10年から倍の20年に延ばした上で算出した価格で賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金65,662,312円の支払義務のあることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、別紙2記載の建物にかかる修復費用相当額の先行賠償として3,705,660円の支払いがなされており、次回以降の支払いに於いて清算することを確認する。

4 確認条項

申立人らは、被申立人に対し、本和解契約締結日以降に、別紙2記載5の建物の所有関係に関する紛争（本件事故に起因する当該所有権の侵害に基づく損害賠償請求権の帰属を巡る紛争を含む。）が生じた場合において、申立人らが、当該紛争を自ら処理し、被申立人に迷惑をかけないことを約する。

5 支払方法

（省略）

6 清算条項

別紙1に掲げる損害項目カ、キ及びク（当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月26日

(仲介委員 鈴木雅芳)

(別紙1)

	損害項目	算定期間	認定損害額(円)
ア	財物損害 【別紙2記載の宅地、建物(含増築部分)】		37,599,178
イ	財物損害(甲○の○)記載の付属建物		3,780,000
ウ	財物損害(家財) 【X1世帯分】		4,900,000
エ	財物損害(甲○の○記載の家財)		3,080,000
オ	財物損害(甲○の○の○記載の機械類)		6,064,000
カ	休業損害	自平成24年6月1日 至平成26年2月末日	8,833,755
キ	生活費増加分(米・野菜)	自平成23年3月11日 至平成25年7月31日	435,000
ク	弁護士費用		970,379
	合計		65,662,312

(別紙2省略)